

社会的養護関係施設第三者評価
評価結果報告書

施設名： 聖 智 学 園

(児童養護施設)

評価実施期間 2020年7月13日 ～ 2021年1月31日

実地（訪問）調査日 2020年10月6日～7日

評価決定委員会開催日 2020年12月8日

2021年1月14日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

② 評価調査者研修修了番号

SK18148
HF06-1-0046
HF15-1-014

③ 施設の情報

名称：聖智学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：三浦 一広	定員（利用人数）： 30名	
所在地：兵庫県淡路市志筑1542番地の1		
TEL：0799-62-4491	ホームページ： https://www.seichigakuen.com	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和30年1月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 椎の木会		
職員数	常勤職員： 28名	非常勤職員 4名
有資格 職員数	施設長 1名	里親支援専門相談員 1名
	児童指導員・保育士 18名	家庭支援専門相談員 1名
	事務員 1名	調理員 4名
	心理療法担当職員 1名	管理宿直・学習指導（非） 4名
施設・設備 の概要	2人部屋 6室	
	3人以上 6室	

④ 理念・基本方針

子どもたちの最善の利益を実現し、子どもたちの権利擁護を図りつつ、「個性豊かで心優しい思いやりのある人間として育つ」ことが出来るように支援していきます。また、職員の専門的かつ適切なサービスを提供し、地域社会に必要とされる施設を目指します。

⑤施設の特徴的な取組

大舎制ではあるが、先代の施設長が拘ってきた比較的少人数の30人という定員を生かし、幼児から高校生まで男女問わず全員で物事に取り組んでいくことを大切にしてきました。まず、食事は全員揃って「いただきます」の挨拶をして食事を摂ることを約束としてきました。また、生活上の全ての日課においても、年齢・性別問わず全員で取り組むことで、職員からだけでなく、子ども同士で刺激しあいながら、互いに成長し合えることに、大きな期待と意図を持っています。行事でも、全員で取り組むことに拘り、毎年行っている駅伝大会や地域の福祉祭りへの参加では、幼児から職員まで全員で心を繋ぐことを目標に取り組んできました。「全員で何かに取り組むことから生まれる何かを大切にしよう」との現施設長の提案から始まったキッズお遍路では、企業の支援もあり、これまでに3回実施することができました。近年は卒園生も積極的に巻き込んで行事に取り組んでいくことで、在園生にも良い刺激となっていることが期待されるため、キッズお遍路にも卒園生を交えながら、いつの日か四国巡礼88か所を達成することが大きな目標です。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年7月13日（契約日）～ 令和3年1月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- **施設長のリーダーシップのもと、地域をとりまく子育ての環境とニーズを的確に把握・分析され、計画的に事業を展開されています。**

園長は、淡路市の児童福祉に関する会議や児童養護施設協議会の政策提言への参画を通じて、社会福祉事業全体の動向や地域の子育ての環境や状況などを的確に把握され、地域の福祉サービスのニーズや課題解決に向けて、事業を展開しています。具体的に、子どもの多様化についても対応できるよう、職員の資質向上を図り、施設の小規模化や乳児院の設立など、地域の子育て支援拠点としての地位を確立されています。

- **子どもの力を信じ、子ども自らが判断し行動できるような養育支援が行われています。**

生活の中で子どもが自ら行ったり、自ら決めたりする心を養うために、掃除や洗濯、布団たたみなど身近な生活習慣が身につくように見守りを基本とした支援が行われています。また、子どもの主体性に配慮した、園独自の自治会が定期的開催され、生活に対するルールや活動に対する話し合いを行う機会が設けられ、子どもが自ら決めて行動できるような養育支援が行われています。

○ **食事を美味しく楽しく食べるための養育支援が行われています。**

「団居」(まどい)と称した食堂に集まり、子どもと職員と一緒に食事をする機会を大切に
した食事提供が行われています。また、定期的に献立会議が行われ、子どもや職員の意
見を反映できるよう施設がこれまで取り組んできた考え方が根付いています。昨年度から
新たに、クッキング活動が行われ、調理技術を体験する機会を通して、子どもが食べる事
を楽しむ取り組みが積極的に行われています。

◇改善を求められる点

○ **支援や業務の評価から見直しに至るまでの手順を明確にし、PDCAサイクル(改
善のためのサイクル)を確立していくことにより、業務のつながりを明確にしてい
くことが重要です。**

昨今、中・長期計画の策定をはじめ、職員の資質向上に向けて、業務の改善が図られて
おり、多様な事業が展開されていることがうかがえます。今後は、養育支援マニュアルや
自立支援計画など、多様な業務についての評価から見直しに至るまでの手順を明確にする
ことによって、PDCAサイクル(改善のためのサイクル)を確立し、業務のつながりを
明確にしていくことが重要です。

○ **子どもと家族の信頼関係を再構築していく取り組みは行なわれていますが、施設と
しての考え方を伝えていく取り組みには至っていません。**

親子関係の再構築に向けて、こども家庭センターと連携し、面会やお便りなどを通じて、
子どもの生活の様子を伝える取り組みが行われていますが、家庭支援専門員の役割につい
ての家族への周知には至っていません。今後は、親子関係の再構築に向けた相談機能を充
実させるとともに、こども家庭センターとの連携を踏まえた、施設全体での考え方を明確
にしていくことが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当初の受審目標通り、評価機関の変更によって、養育を見直す新たな視点を頂けたこと
が、大きな収穫であったと実感しております。特に、自立支援を充実させるためのPDCA
サイクルへのご指摘は、当施設にとって急務な改善事項だと気付かせて頂きました。今
後も、これまで取り組んできた養育に慢心することなく、ご評価の中から見えてくる課
題に、職員全員で取り組んでいきたいと考えております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの権利を示した5つの法人理念と4つの基本方針を明文化され、施設内に掲示するとともにホームページやパンフレットに掲載されています。また、子どもに理解しやすいよう、ルビを打った資料が用意されています。 ○ 今後は、さらに理念や基本方針の周知や理解が進むよう、年齢別に分かれた自治会や入所時の説明を通じて、話し合う機会を設けられることを期待します。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園長は、淡路市の児童福祉に関する会議や児童養護施設協議会の政策提言への参画を通じて、地域や施設を取り巻く状況を的確に把握され、事業を展開されています。また、子どもの多様化についても対応できるよう、職員の資質向上に向けて、具体的な取り組みがうかがえました。 		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の課題をはじめ経営状況や改善すべき課題について、法人の会義や幹部職員会議において検討するとともに、施設の小規模化や乳児院の設立など、具体的な取り組みが進められています。 ○ 今後は、子どもの支援に活かす観点から、経営状況や改善すべき課題について、職員に周知していくことが期待されます。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画書には、10年後のビジョンとして、小規模グループケアを推進していく方向性やスーパーバイズ体制を整えることなど、中・長期的な方向性を明確にされています。また、事業計画の進捗状況について、定期的に確認されていることがうかがえました。 ○ 今後は、中・長期計画を経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容にするとともに、中・長期計画は必要に応じて見直しを行うことが望まれます。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画は、年度ごとに職員からの意見を基に中・長期計画を反映した施設の取り組みが具体的に示されています。 ○ 今後は、事業計画に具体的な成果等を設定することにより、評価を行える内容にしていくことが望まれます。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画は、現場の意見を反映した主任等中間管理職の参画により策定しています。また、事業計画は年度当初に全職員に配布し、半年ごとに職員会議にて事業計画の見直し、評価が行われています。 ○ 今後は、事業計画の策定から周知、見直しに至るまでの手順を明確にしていくことが望まれます。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画は子どもの生活に関係する内容を中心に、子どもの年齢に応じた自治会を開催し、子どもたちに伝える取り組みが行われています。 ○ 今後は、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなど、子どもや保護者に分かりやすく周知していくことが望まれます。 		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主任や統括主任など、基幹職員を中心に日々の養育・支援の内容を把握し、施設長への報告のもと、評価や改善に向けた検討が行われており、組織的な流れを確立しています。また、年に一回、自己評価を通して、養育・支援の質の向上が図られていることがうかがえます。 ○ 今後は、評価結果を分析・検討する場を、施設として位置づけることによって、組織的な取り組みを明確にしていくことが期待されます。 		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価を通して、明らかになった課題が明示され、取り組める課題から順次、職員参画のもと改善に向けた検討が行われています。 ○ 今後は、評価結果から明確になった課題について、改善計画を策定することにより、評価結果にもとづく改善の取り組みを計画的に行うことが望まれます。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 施設長は、定款細則や事業計画等で、自らの施設の経営・管理に関する方針と役割を明確にするとともに、職員会議やホームページ等で自らの役割と責任について表明しています。また、平時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任についても施設長不在時の権限委託を含め明確にされています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 施設長は、コンプライアンスについての勉強会に参加し、十分に把握したうえで、コンプライアンスガイドラインを定め、職員に周知を行い、一年に一回のセルフチェックが行われています。</p> <p>○ 今後は、法令遵守の観点で、環境への配慮等を含む幅広い分野について遵守すべき法令等を整理し、リスト化していくことが期待されます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 施設長は、職員会議をはじめ朝礼やケース会議等に積極的に参加し、日頃から養育、支援内容や課題について把握し、指導力を発揮しています。また、心理職員のアドバイスや、職員個々の面談を通して、職員の教育・研修の充実がはかられています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 施設長は、法人や事務部門の資料提供をもとに、人事、労務、財務等の状況を把握し分析されるとともに、主任、副主任との連携のもと、人員配置、職員の働きやすい環境整備等にも具体的に取り組まれています。</p> <p>○ 今後は、経営の改善や業務の実効性の向上にむけて、施設内に同様の意識を形成するために経営の改善や業務の実効性を高める具体的な体制を明確にしていくことが望まれます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人理念・基本方針の中に、人事に関する方向性を明示し、兵庫県児童養護施設連絡協議会から養成校への働きかけや多くの実習を受け入れる等の取り組みを通じて、人材確保に努め、臨床心理士をはじめ、各種加算職員の配置に努めています。 ○ 今後は、人材確保が難しい中、具体的な人事プランを作成し、計画的な人材確保が望まれます。 		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人理念や基本方針、人事規準などをもとに、「職員のあるべき姿」を明確にするとともに、施設長との面談や職員会、朝礼などを通して、職員の意向・意見を把握し、処遇改善に努められています。 ○ 今後は、人事考課制度などの導入により、一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価できる仕組みの構築が望まれます。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労務管理に関する責任体制を明確にされるとともに、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握されています。また、ワークライフバランスに配慮した取り組みとしては、産休・育休・時短休・連休取得など、多様な取り組みがうかがえます。 ○ 今後は、メンタルヘルスなど、職員の心身の健康と安全の確保についての取り組みを明確にしていくなど、総合的な福利厚生を実施することが望まれます。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、施設独自の職種ごとの自己評価リストに基づいて、自己チェックと問題点や課題などを明記することにより、職員個々の目標や達成度を見直す機会を設けています。また、自己評価に基づいて施設長との面談が行われています。 ○ 今後は、さらに職員個々の目標管理（目標項目、目標水準、目標期限）の仕組みを明確にしていくことが望まれます。 		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画の中に研修実施計画が策定されており、それに基づいて、職員の経験年数や職種に応じた研修が実施されています。 ○ 今後は、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っていくことが望まれます。 		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各職員の経験年数や専門職種等に応じて、研修の機会を設けており、職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮されています。また、役員によるスーパービジョンが受けられる体制を整備しています。 ○ 今後は、職員の経験や習熟度に応じて個別的なOJT(職務を通じた研修)の仕組みを確立していくとともに、さらなるスーパービジョンを活用していくことが望まれます。 		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実習実践マニュアルに基づいて、養成学校との連携のもと、積極的な実習の受け入れが行われています。また、実習生からのアンケートや養成校からのアンケートを実施し、次の実習の受け入れ時に意見が反映されています。 ○ 今後は、専門職種の特性に配慮した実習プログラムを策定されるとともに、実習指導者の養成に向けた取り組みの充実が期待されます。 		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページにおいて、子どもの日記など、施設の生活や取り組みが詳細に紹介されています。また、第三者評価の受審結果や苦情・相談の体制などについて、公表していることがうかがえました。 ○ 今後は、社会・地域に対して法人・施設の存在意義や役割をさらに明確にしていく取り組みが望まれます。 		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就業規則のファイルの中に施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルールが明確に定められ、職員が閲覧できるようになっています。また、経理に関して業者によるチェックを毎月行うとともに、監事による内部監査が実施されています。 ○ 今後は、施設の事業、財務について、外部の専門家による監査を実施するとともに、監査の結果や指摘事項にもとづいた経営改善を明確にしていくことが望まれます。 		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念に地域との関わりについての考え方を明記するとともに、津名福祉祭りなどの地域行事への参加や、地域住民を施設に招待する行事等を行い、子どもと地域との交流を広げるための取り組みが行われています。また、施設が地域の自治会に加入し、毎年地域の子どもの会の役員を担当するなど、日常的に町内会のつながりの中で声をかけてくれる関係性が出来ています。 		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ボランティア受け入れマニュアル」や「ボランティア受け入れに関する注意事項」を作成し、それをもとにボランティアへの事前説明などを行い、児童との交流について支援が行われています。 ○ 今後は、地域の学校教育への協力について基本姿勢を明確にするるとともに、ボランティアに対する研修について企画されることを期待します。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センター、官公庁など個々の子どもの支援に必要な団体や衣料品店や理美容店など子どもの生活に関する社会資源をリスト化され、職員に周知されています。また、要保護児童対策地域協議会など地域の会議に参画され、連携が図られています。 ○ 今後は、地域の課題に対して協働していくことで、更なるネットワークづくりが行われることが期待されます。 		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 地域住民との交流や、各市役所との連携、民生委員・児童員等の会議への出席などを通して、地域の福祉ニーズや生活の課題が把握されています。また、ショートステイや一時保護の利用から子どものニーズを把握しています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 社会福祉協議会主催の地域福祉まつりへの参加や、子育て中の母親を対象とした講演会の開催、またショートステイ事業など、積極的に地域福祉ニーズに応じ、公益的な事業・活動が展開されています。</p> <p>○ 今後は、施設機能を活かした地域の防災への参画をはじめ、地域貢献活動の位置づけを明確にしていくことが望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育援助指針に子どもを尊重する方針や基本的な姿勢が示され、人権チェックリストを用いて年2回、職員の養育・支援の確認が行われています。子ども自治会や相談箱から意見や相談を吸い上げ、迅速に対応されるなど積極的に取り組んでいます。 ○ 今後は、さらに施設内で職員の共通理解を深めるために勉強会や研修会開催に向けた取り組みに期待します。 		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プライバシー保護マニュアルを整備され、子どものプライバシー保護について養育の姿勢や責務を明記されています。また、保護者や子どもたちには権利ノートを活用して説明が行われ、施設環境の中で、一人ひとりに心地よい生活の場が提供されています。 ○ 今後は、さらなるプライバシー保護の具体的な取り組みや養育の方法などを伝え、子どもの自由が保護されていることを周知されることが望まれます。 		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パンフレットやホームページに法人理念や基本方針、施設の特長や日課などが紹介され、写真やイラスト、図などで子どもたちにわかりやすく工夫されています。入所予定の子どもや保護者への説明は、こども家庭センターが中心となって行われていますが、施設見学を希望される場合には随時対応が行われています。今後の情報提供資料については、ユニット化をするための工事が行われており、その開設に伴って見直しを検討されているところです。 		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育・支援の開始には、入所時の配布資料である権利ノートを用いて説明され、保護者の同意書に署名を得ています。また、子どもや保護者の自己決定に配慮するために、小学生用、中高生用、グループホーム用に分けてわかりやすい説明資料の作成がなされています。 ○ 今後は、意志決定の困難な子どもや保護者に対しては、こども家庭センターと協議し、伝え方を工夫するなどの配慮をしながら説明が図られていますが、配慮についてルールの明文化までには至っていません。 		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 措置変更や地域・家庭への移行に当たっては、子どもへの養育・支援の継続性が損なわれないように引継ぎ書類にまとめ、一人暮らしハンドブックを用いて対応されています。施設を退所された後も、担当者が相談窓口となって電話などで相談しやすい体制が整っており、相談された内容は、アフターケア記録に記録されています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 子ども自治会を年齢や男女別に行い、意見や要望などを定期的に把握されています。出された意見や要望は、子ども主体で職員と共に検討会議を行い、生活のルールなどを見直し、改善が図られています。</p> <p>○ 今後は、施設として子どもの満足に関する調査の結果を養育・支援に結びつけるための仕組みの充実が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 苦情解決の体制は整備されており、昨年の苦情事例はありませんでしたが、施設のホームページ上にて、プライバシーに配慮しながら公開されています。施設玄関に、意見箱が設置され、出された意見や苦情、悩みなどは直接、施設長に届く仕組みになっています。出された意見は苦情受付簿として記録され、適切に取り組みられています。</p> <p>○ 今後は、苦情解決の仕組みについて掲示するなど、子どもに分かりやすく明示していくことが期待されます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 入所時に配布する権利ノートに相談窓口が明記されており、子どもや保護者に説明が行われ、食堂に掲示されています。相談場所は各フロアーに話しやすいスペースが確保され、日頃から子どもと職員の関係づくりに取り組まれています。</p> <p>○ 今後は、相談する際のいろいろな方法や相談相手を選べることなど、子どもに分かりやすい明示に期待します。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の生活の中で、子どもたち一人ひとりの相談や意見に傾聴し、直接対応されています。また、意見箱や子ども自治会を通じて、意見や相談を把握されています。意見・相談対応マニュアルは苦情相談マニュアルと一体的に運用されており、見直しについては必要時に行われています。 ○ 今後は、子どもの意見や要望に基づく養育・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、相談受付の手順、検討方法、記録方法、子どもへの結果説明などを具体的に明記されることにより、さらに相談対応マニュアルを充実させていくことが望まれます。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故防止マニュアルを整備し、施設長がリスクマネジメントの責任者として体制が構築されています。また、ヒヤリハットや事故が発生した場合には、随時朝礼などで周知が図られ、迅速に対応しています。 ○ 今後は、ヒヤリハットや事故報告書から、要因分析、再発防止策に結びつけることにより、事故を未然に防ぐ組織的・継続的な取り組みに期待します。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 季節に応じた感染症予防と発生時対応について詳細に記されたマニュアルを作成され、施設長が責任者として、保健係が対応に当たるなど、感染対策において管理体制が整備されています。感染症マニュアルの見直しは必要に応じて随時行われています。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害実践マニュアルを整備され、火災訓練や避難訓練を定期的に行うなど、子どもたちの安全確保の取組が行われています。ハード面においては、設備の落下防止措置を講じたり、食料や備品などの備蓄が整備されています。 ○ 今後は、災害時の対応策として、職員体制、災害時の避難方法、避難先、安否確認方法など、事業を継続する為に必要な対策を盛り込んだ計画の策定が望まれます。 		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育・支援マニュアルには、標準化された支援方法が文書化されており、全職員に配布し周知が図られています。また、マニュアルに、個別に実践される支援項目に子どもの尊重やプライバシーの保護に関する姿勢が明示されています。 ○ 今後は、標準的な実践方法に基づいて、実施されていることを確認するための仕組みを整備するとともに、不適切な養育・支援が行われた場合の対応方法について定めておくことが望まれます。 		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準的な実施方法の見直しについては、子ども自治会や職員会議からの意見をもとに必要に応じて行われています。 ○ 今後は、標準的な実施方法の検証や見直しについて、施設としての方法や仕組みを定め、継続的に行われることを期待します。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの希望やニーズを適切に反映するために、アセスメントシートと行動チェックを用い、担当者と心理士によって随時、アセスメントが行われています。それに基づいた自立支援計画は職員会議などで協議のうえ、策定され、こども家庭センターに報告し共有が図られています。アセスメントから計画作成までの手順や自立支援計画策定責任者は、養育支援マニュアルの中の自立支援計画作成の項目で明記されています。 ○ 今後は、子ども一人ひとりのアセスメントから計画策定、実施を、評価見直しに至る連動を明らかにすることにより、更にケアマネジメントサイクルを分かりやすくする工夫に期待します。 		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援計画は3か月に1回、定期的に評価・見直しが行われ、子どもに説明と同意がなされ、関係職員には書面にて周知されています。また、子どもの変化や見直し結果により、必要があれば随時対応がなされています。 ○ 今後は、子どもの変化に応じて、随時自立支援計画を反映する仕組みや、日常的な養育・支援の場面で自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みの整備に期待します。 		

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの身体状況や日々の生活記録などは、統一様式である個人指導記録に記録されており、自立支援計画に基づいた記録を心掛け、指導がなされています。また、各フロアでの情報を職員会議やコンピューターのネットワークシステムで共有され、施設全体の情報を伝達する仕組みが整備されています。 ○ 子ども生活記録は、自立支援計画の評価・見直しを行う際の大切な情報となるため、今後は、自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されたことを明確に記録していくことが望まれます。 		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護規定や情報漏洩発生時の対応ポイント集などにより、子どもの記録の保管、保存、不適切な利用や漏洩の対応方法が規定されています。また、個人情報の取り扱いは、権利ノートを活用し、子どもや保護者に入所時に説明が行われています。 ○ 今後は、さらに情報開示についてのルールや廃棄の方法について、明確にしていくことが期待されます。 		

内容評価基準（25 項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子どもの意見を聞くための意見箱の設置や年2回職員自らが養育を振り返る自己評価を実施するなど、子どもの権利侵害の防止に向けた取り組みが行われています。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 入所の際に「こども家庭センター」で個別の説明を受ける事に加えて、年齢に応じた園独自で作成された「権利ノート」を用いて説明が行われ、子どもの権利について理解を深める取り組みが行なわれています。</p> <p>○ 今後は、子どもの権利について、話し合ったり、学ぶ機会を定期的に設けることが望まれます。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子どもたちが集まる「団居」（まどい）と称した、食堂に行事やイベントなどの写真がアルバムに整理されているほか、個別のアルバムが配布され、生き立ちを振り返る機会が設けられています。また子ども一人ひとりに対して担当職員を決められ、愛着のある関係作りが行われています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子どもに対する不適切な関りを防止するため、職員にチェックリストが配布され定期的に養育を振り返る取り組みが行われています。また、子どもの権利意識を高める取り組みとして、園内での自治会が定期的開催され、子ども自らが思いを表出できるよう配慮されています。</p>		

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの主体性に配慮された園独自の自治会が定期的開催され、生活に対するルールや活動に対する話し合いを行う機会が設けられています。</p> <p>○今後は、余暇の過ごし方や金銭管理など、子どもの状況に応じた学ぶ機会を設けることが期待されます。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所前に子どもが生活に必要な服や寝具、学習用品などを一緒に揃えることや愛着のある物は持参してもらえよう、子どもの不安軽減に向けた取り組みが行われています。</p> <p>○今後は、家庭復帰や退所後の不安を軽減できるよう、こども家庭センターと連携した取り組みが望まれます。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○退所後に相談できる窓口や実際の相談や来園していることが記録からうかがえました。また、園内行事として、縁日やクリスマス会などへ招待し、退所後の生活を見守ったり、在園中の子どもたちが退所の生活をイメージできるような支援が行われています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの思いを受け入れ、尊重し、一緒に考える姿勢を大切にしたり関わりが行われています。また、子どもが抱える問題や課題に対して、見える行動だけで判断しようとせず外的要因や内的要因も含めた課題の把握に努められています。</p> <p>○今後は、子どもの思いを聞き取るためのアンケート調査を定期的に行うことにより、子どもの思いをさらに把握していくことが望まれます。</p>		

A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会の開催や意見箱に投函された内容から子どもが日常生活を送る上での基本的な欲求の把握に努められていることがうかがえます。 ○ 今後は、子どもの思いや希望に添えるよう、夜間の基幹職員不在時における体制づくりや養育支援について検討していくことが重要です。 		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の中で子どもが自ら行ったり、自ら決めたりする心を養うために、掃除や洗濯、布団たたみなど身近な生活習慣が身につくように見守り支援が行われています。 ○ 今後は、養育支援マニュアルにつまずきや失敗に対する見守り支援の考え方を位置づけていくことが望まれます。 		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの年齢や発達に応じた、遊び方や希望に応じてパソコンの使用を認めたり、「公文」などの学習教材を活用し、子どもの遊びや学びの場が提供されています。 ○ 今後は、子どもの発達段階に応じた地域のボランティアなど社会資源の活用についても取り入れていくことが期待されます。 		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの年齢に応じて、公共交通機関や商業施設などの利用機会を増やしたり、高校生がスマートフォンを携帯させる取り組みを新たに行うなど、子どもに応じた生活技術やルールの習得に向けた養育支援が行われています。 ○ 今後は、パソコンやインターネットの利用に関する知識の習得に向けた支援や課題と感じている金融機関の利用など、基本的な生活技術の習得に向けた取り組みが重要です。 		

A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 「団居」(まどい)と称した食堂に集まり、子どもと職員と一緒に食事する機会を大切に した食事提供が行われています。また昨年度からクッキング活動が行われ、子どもが食 べる事を楽しむ取り組みが積極的に行われています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣 服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 季節ごとの衣替えや衣類の整理、服の購入など職員が子どもの年齢に応じて、一緒に買 い物に出かけて購入することで、子どもの好みや場面に応じた衣類の選択ができるよう に支援が行われています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感 じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 施設全体の共用空間を掃除する当番が子どもたちにより決められ、定期的に掃除を行っ たり、整理整頓を行う機会が設けられています。居室のタンス以外にも、個人が所有す るタンスが与えられるなど、子ども一人ひとりが安心した生活が送れるよう支援してい ます。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心 身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 毎朝の検温や定期的な身体測定のほか、嘱託医と連携した健康診断の実施が行われてい ます。また、てんかん発作やAEDの使用方法など、医療や健康に関する支援が施設全 体で行われています。</p>		

A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 「養育支援マニュアル」や「性教育マニュアル」が整備されています。外部講師に学んだ事を参考に、子どもの年齢に応じた性に関する学習支援が行われています。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 子どもの不適切な行動について、職員会議の中で情報を共有し、複数の職員で対応が検討されています。また必要に応じて「こども家庭センター」への報告など、情報共有が行われています。</p> <p>○ 今後は、子どもの抱える課題や不適切な行動に対して、研修などを通して学ぶ機会や職員への配慮など検討していく取り組みが望まれます。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子ども同士のトラブルや暴力、いじめなど個人の尊厳を脅かす事例が見過ごされることがないように、フロアーに常時職員を配置することにより防止に努められています。また、子ども同士の年齢や関係性について検討されています。問題が発生した場合には、施設長をはじめ全職員で情報共有が図られ、施設全体での取り組みが行われています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 心理的なケアが必要な子どもに対する養育支援の内容は、自立支援計画を作成する段階で、心理療法担当職員と担当職員が心理療法に関する情報共有が行われています。また、心理療法担当職員による研修や職員個々に対するスーパービジョンが展開されています。</p>		

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A①	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「翌檜」(あすなろ)と称した、学習室での公文や学習指導員が作成した、子ども一人ひとりに応じた問題を出題するなど、子どもが学ぶ環境や学力に応じた学習支援が行われています。電話連絡や連絡帳を用いて、学校教師との連携が図られています。 ○ 今後は、学校との連携に基づいた、具体的な学習支援が望まれます。 		
A②	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを担当する職員が中心となり、子どもの進路に関する希望を聞き取り、奨学金制度などの情報を取り揃え、子ども自身や保護者、こども家庭センターと連携し、子どもが自らの将来を選択できるよう施設全体での後方支援が行われています。 		
A③	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生では、アルバイトや就職先などのインターンシップを通じて、地域の飲食店や工場など、社会経験を積めるよう支援されています。また、自動車運転免許やフォークリフトの資格取得など子どもの可能性を広げるための取り組みが行われています。 ○ 今後は、職場実習の効果を高めるための幅広い実習先や体験先の開拓も含めた企業との連携が期待されます。 		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A④	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族との信頼関係構築に向けて、こども家庭センターと連携し、不適切な関わりや問題があった場合の報告や子どもの学校行事のお知らせなど状況に応じて明確にするとともに連絡調整が行われています。 ○ 今後は、施設が課題として捉えている、家庭支援専門員の役割を家族へ明確にしていくとともに、さらに親子関係の構築と施設の相談機能の向上に向けた取り組みが期待されます。 		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㊦	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親子関係の再構築に向けて、こども家庭センターと連携し、面会やお便りなどを通じて、子どもの生活の様子を伝える取り組みが行われています。 ○ 今後は、家庭支援専門員を中心とした保護者に対する相談機能の充実に向けた働きかけが望まれます。 		